

地域貢献にポイント制

第三者による企業評価を



の望むものが安く手に入れば、どこでもいいという考えでは、立派な会社は育たず、痛んでいく」と地場産業の育成を訴えた。

その二環として、第三

企業評価のうち、地域貢献については、地方建設業者から適切に評価されていないといった声が上がっている。優良な地方建設業者が相次いで倒産する中、自民党の公共

土交通省は「さまざまな地域貢献の評価のあり方について、関係団体などと連携して検討する」との方針を打ち出してい

この提言に対して、国

ポイント数に達した地方
建設業者には、総合評価
方式で加算するといった
インセンティブ（優遇措
置）を与える。

例えば、地域貢献とし
て道路清掃に取り組んだ
場合、公益法人が清掃し
た道路の距離に応じてポ
イントを与える。蓄積し
たポイントは一定数に達
したら総合評価方式で発
注者から加算してもらえ
るが、使用したポイント
は、その時点でなくなる。

一方、発注者の客観的
な評価について、協議員
は「発注者を誰かが評価
しないといけない」と指
摘し、「土木学会が業界
団体などとブロックまた
は県単位で評価機関を立
ち上げ、3年に1回くら
いのペースで発注者を格
付すべき」とした。

仲裁機関については、
「設計変更などに対して
早急に対応できるような
組織が必要であり、タク
シー近代化センター（現
・タクシーセンター）の
ようなものを想定してい
る」との見解を示した。

受発注者の間に立ち、
受注者が泣き喚入りをせ
ず、また、建設工事紛争
審査会に持ち込まれるよ
うな紛争にならないよう
う、事前に芽を摘むこと
を目的に、国交省の各地
方整備局単位での設置が
想定される。